

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）原案の事務局からの修正案

番号	ページ	章	項目	修正理由	修正案
1	0	目次	6 市町村における保険給付の適正な実施 (3) 海外療養費の支給	タイトルを他の項目の表記と合わせるため修正します。	「海外療養費の支給の 適正化 」に修正します。
2	0	目次	6 市町村における保険給付の適正な実施 (4) 第三者行為求償等の取組	タイトルを他の項目の表記と合わせるため修正します。	「第三者行為求償等の取組 強化 」に修正します。
3	0	目次	7 医療費の適正化の取組 (6) 適正受診・適正服薬を促す取組	タイトルを他の項目の表記と合わせるため修正します。	「適正受診・適正服薬の 推進 」に修正します。
4	0	目次	8 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営 (1) 事務の標準化	タイトルを他の項目の表記と合わせるため修正します。	「事務の標準化の 推進 」に修正します。
5	5	2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	(1) 市町村国保の現状 ③世帯主の職業構成	令和3年度のデータが公表されたため、グラフを更新します。	グラフを更新し、本文を次のとおり修正します。 ・本県の国保被保険者の世帯主の職業は、無職（主に年金受給者）が最も多く、全体の 44.7% を占めており、次いで被用者（非正規雇用者等）が 33.0% を占めています。
6	5	2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	(1) 市町村国保の現状 ④被保険者一人当たりの所得	年度の表記を課税年度ベースとしていたが、所得の状況が分かりやすいように所得年ベースに変更します。 また、本県は平成30年、全国では令和元年から所得が減少に転じていることから、本文の記載を修正します（「新型コロナウイルス感染症などの影響により」の文言を削除）。	表を修正し、本文を次のとおり修正します。 ・本県の国保被保険者一人当たりの所得（旧ただし書き方式による所得）は、 平成29年 まで増加傾向にありましたが、 令和元年 以降は本県、全国ともに減少しています。 ・ 令和2年 の本県の国保被保険者一人当たりの所得は、75万3千円であり、全国で東京都、神奈川県、愛知県に次いで4番目に高い水準となっています。

番号	ページ	章	項目	修正理由	修正案
7	7	2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	(1) 市町村国保の現状 ⑥被保険者一人当たりの医療費	令和3年度の全国のデータが公表されたため、グラフに追加します。	グラフに令和3年度の全国の数値を加え、本文を次のとおり修正します。 ・本県の一人当たり医療費は、全国平均よりも低い水準で推移しており、 令和3年度は 全国で 茨城県、沖縄県、東京都 に次いで4番目に低い水準となっています。
8	19	3 市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法	(1) 賦課の現状 「保険税率の状況」	令和3年度のデータが公表されたため、表を更新します。	表を更新し、本文を次のとおり修正します。 令和3年度 の本県の市町村における被保険者一人当たり応能割率の平均は 10.1% と、 全国平均と同水準となっている のに対し、被保険者一人当たりの応益割額の平均は 36,764円 と、全国で最も低い水準となっています。
9	20	3 市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法	(1) 賦課の現状 「一人当たり調定額」	令和3年度のデータが公表されたため、表を更新します。	表を更新します。
10	27	3 市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法	(4) 標準保険税率の算定方法 ⑤標準的な収納率	算定の対象となる収納率の年度に誤解が生じないように、例を記載します。	次のとおり、例を追加します。 (例) 令和7年度の標準保険税率の算定に用いる標準的な収納率算定年度(令和6年度)の前年度(令和5年度)を含めた直近3年度分 = 令和3年度から令和5年度までの収納率の平均値
11	30	4 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法	(2) 準統一(令和9年度～) ③市町村が実施する事業に係る項目の取扱い	葬祭諸費について、現在全市町村で給付額が同じであり、準統一後もこの取扱いを維持することが読み取れないため、文言の修正を行います。	文言を以下のとおり修正します。 ○葬祭諸費 現在、全市町村で給付額が同じであることから、県単位で納付金算定に反映し、保険給付費等交付金(普通交付金)の交付対象とします。

番号	ページ	章	項目	修正理由	修正案
12	32	5 市町村における保険税の徴収の適正な実施	(1) 保険税収納率の向上 ①現状	令和3年度の全国平均のデータが公表されたため、「県平均収納率と全国平均収納率の比較」のグラフを更新します。	グラフを更新し、本文を次のとおり修正します。 ○しかし、全国平均 <u>94.24%</u> と比較すると依然として下回っている状況であり、全国順位も <u>41位</u> となっています。 ○また、令和3年度の滞納繰越分収納率は26.17%で、全国順位は <u>11位</u> となっています。 ○現年度分と滞納繰越分合計の収納率は81.39%で、全国順位は <u>36位</u> です。本県の特徴として、滞納繰越分の比率が他の都道府県と比較して高くなっています。
13	33	5 市町村における保険税の徴収の適正な実施	(1) 保険税収納率の向上 ①現状	令和3年度の全国平均のデータが公表されたため、「収納方法別割合（世帯別）」のグラフを更新します。	グラフを更新し、本文を次のとおり修正します。 ○ <u>令和3年度</u> 保険税収納方法別割合（世帯別）では、自主納付 <u>47.2%</u> 、口座振替 <u>31.8%</u> 、特別徴収等 <u>21.0%</u> となっています。それぞれの納期内収納率は <u>63.6%</u> 、 <u>97.1%</u> 、 <u>100.0%</u> で、特に口座振替と特別徴収の収納率が高くなっています。 ○このうち収納率の高い口座振替の割合（世帯別）は、全国平均の39.8%を大きく下回っています。
14	34・35	5 市町村における保険税の徴収の適正な実施	(1) 保険税収納率の向上 ①現状	「市町村別保険税率収納率（現年度分）」の表の「収納率増減」欄の数値が、四捨五入の関係で表内の収納率の計算と一致しない場合があるため、修正します。	「収納率増減」欄の数値を、表内の収納率（四捨五入後）の計算と一致するよう修正します。
15	38	6 市町村における保険給付の適正な実施	(1) レセプト点検の充実強化 ①現状	グラフ（レセプト点検の内容点検効果率）の令和3年度の埼玉県の値が市町村と組合の合計（0.14）となっていたため、市町村のみの値（0.13）に修正します。 また、全国平均を更新します。	レセプト点検の内容点検効果率のグラフを修正、更新し、本文を次のとおり修正します。 ○ 全国平均と比較すると令和元年度は0.07%、令和2年度は0.05%、 <u>令和3年度は0.05%</u> 下回っている状況です。

番号	ページ	章	項目	修正理由	修正案
16	41	6 市町村における保険給付の適正な実施	(3) 海外療養費の支給	海外療養費の支給件数を国民健康保険事業の実施状況報告の数値ではなく、国民健康保険事業状況報告書（事業年報）の数値に修正します。	本文を次のとおり修正します。 ○被保険者の海外渡航中の療養に対する海外療養費の市町村の支給件数は、令和元年度は720件、令和2年度は276件、令和3年度は371件です。新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、海外との往来が再開することで再び増加するものと見込まれます。
17	42	6 市町村における保険給付の適正な実施	(4) 第三者行為求償等の取組	グラフの指標（レセプトへの「10.第三」の記載率）の設定率が誤っていたので修正します。	第三者行為求償事務に係る評価指標の設定状況のグラフを修正します。
18	46	7 医療費の適正化の取組	(2) 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上 ①現状	全国市町村の数値を追記します。	グラフを更新し、本文を次のとおり修正します。 ○ 特定健康診査受診率は、毎年1ポイント弱上昇していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は減少しました。令和3年度における受診率は、全国平均を1.8ポイント上回っています。 ○ 特定保健指導実施率は、近年横ばいで推移しています。令和3年度における実施率は全国平均を8.5ポイント下回っています。
19	48	7 医療費の適正化の取組	(3) ジェネリック医薬品の使用促進 ①現状	数量シェアの数値を追記し、データの時点の表記を合わせます。	表を更新し、本文を次のとおり修正します。 ○令和4年度（2月審査分）の埼玉県市町村国保平均のジェネリック医薬品の数量シェアは、国が定めた目標である80%を達成しており、82.0%（医科69.4%、調剤84.3%）となっています。 ○数量シェアは、全世代78.7%に対し、子ども世代の平均は63.6%と低い傾向にあります。（令和4年度（2月審査分）レセプトデータから）

番号	ページ	章	項目	修正理由	修正案
20	49	7 医療費の適正化の取組	(4) 生活習慣病の重症化予防の推進 ①現状 イ その他生活習慣病重症化予防の推進	令和3年度のデータが公表されたため、更新します。	本文を次のとおり修正します。 本県の令和3年の死亡数を死因順位別にみると、心疾患は第2位（死亡総数の15.3%）、脳血管疾患は第4位（6.9%）であり、合わせると年間1万6千人を超える県民（22.2%）が循環器病を死因として亡くなっています。
21	55	8 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営	(1) 事務の標準化	④目標達成に向けた取組の「・」の4つ目にある標準準拠システムの導入時期を分かりやすいように修正します。	・4つ目の5行目以降を以下のとおり修正します。 県は、令和7年度まで④標準準拠システムの導入を促進し、先進導入自治体における運用や国のシステム改善状況などの情報収集・提供等に努め、導入を希望する市町村を支援します。